

各小・中学校長 様

西海市教育委員会学校教育課長

新型コロナウイルス感染症対策にかかる
部活動の取扱いについて（7 月 1 6 日時点）

標記、部活動の取扱いについては、令和 3 年 6 月 2 5 日付、3 西海学第 6 1 号での通知内容に基づき、実施しているところです。

このたび、7 月 1 3 日（水）から、県全体の感染段階がステージ 1 に引き下げられましたが、各学校における部活動に関しては、当面の間、これまで同様に下記に基づいた取扱いとします。

また、日々状況が変化しているため、感染の状況によっては今後も対応を見直すことがあることを申し添えます。

記

1 部活動の実施について

- 部活動においては、「学校の新しい生活様式」の第 3 章「具体的な活動場面ごとの感染症予防対策について」に基づき、十分な新型コロナウイルス感染症対策の措置を講じた上で、実施可とする。
- 健康観察を実施し、体調がすぐれない生徒は参加させないこと。（発熱、咳やのどの痛みなど）
- 部活動への参加については、生徒本人・保護者の意向を尊重すること。

2 大会等の参加について

- 合同練習会や練習試合、合宿、演奏会、地域行事への参加など、他校等との交流は、原則、県内外を問わず可とするが（宿泊も可）、県が示す「感染者が拡大している地域」や県内であっても感染拡大が懸念される地域と交流を実施する場合は、事前に西海市教育委員会と協議する。（宿泊を伴う合宿や交流は実施しないこと。）
 - 大会への参加についても、上記交流と同様とする。ただし、県が示す「感染者が拡大している地域」で開催される大会については、中央競技団体等や中体連・中文連が主催・共催・後援する全国大会・九州大会等への出場を可とする。その際は、事前に西海市教育委員会と協議すること。また、参加する場合の移動や宿泊先における感染防止対策を徹底すること。
- ※ 「感染者が拡大している地域」とは、「新規感染者数が長崎県の感染段階ステージ 2 以上に相当する地域」を指す。（県HPに掲載）

3 その他

- 室内で生徒同士が近接距離で行う合唱や管楽器演奏は、十分な感染症対策を行った上で実施すること。